



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

ページ

○ 選挙管理委員会告示

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| 83 衆議院議員総選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等 | 1 |
| 84 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する日 | 1 |

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成24年11月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

- 1 基準となる日 平成24年12月3日。ただし、年齢については平成24年12月16日
- 2 登録を行う日 平成24年12月3日
- 3 縦覧に供する日 平成24年12月4日

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成24年11月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

平成24年12月4日